

安城市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、  
公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体（補助金交付団体）監査を実施したの  
で、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月25日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法福 洋子

## 1 監査の種類

- (1) 公の施設の指定管理者監査
- (2) 財政援助団体（補助金交付団体）監査

## 2 監査の対象

- (1) 対象団体名 社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
- (2) 所管部局 福祉部社会福祉課
- (3) 対象施設（指定管理業務）  
安城市福祉施設（福祉センター、児童厚生施設、社会福祉会館）
- (4) 対象事業（補助金）及び令和4年度交付決定額

### 安城市社会福祉協議会福祉事業費補助金

社会福祉協議会運営事業	252,695,251円
地域福祉計画推進事業	77,252,746円
福祉のこころの啓発事業	13,990,987円
高齢者地域生活支援促進事業	1,650,000円
障害者相談事業	9,815,012円
成年後見支援事業	3,812,453円

## 3 監査の期間

令和5年10月6日から令和6年2月27日まで

## 4 監査事項

- (1) 令和4年度における指定管理に係る出納その他の事務の執行に関すること及び指定管理業務に関する契約事務等に関すること
- (2) 令和4年度における補助金の使途及び補助要件の履行に関すること

## 5 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、指定管理に係る出納その他の事務が、法令、協定書等に従い適正に執行されているか、補助金交付団体の補助事業が交付目的に従い適正に執行されているか、また、所管課が団体に対して適切な指導監督等を行っているかを主眼とし、抽出した会計諸帳簿及び証拠書類等を照合確認するとともに、現地を調査し関係職員の説明を聴取して行った。

## 6 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を設定した。

### (1) 指定管理者に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 条例・規則に基づく義務の履行が適切に行われないリスク	<p>ア 事業及び施設の管理は、条例・規則に基づき適切にかつ効率的に行われているか。</p> <p>イ 事業報告書の作成及び提出は条例・規則に基づき適正に行われているか。</p> <p>ウ 条例に基づき、利用料等を減免している場合、その手続きは適正に行われているか。</p>
(2) 協定書及び仕様書に基づく義務の履行が適切に行われないリスク	<p>ア 施設及び設備の維持管理は、協定書及び仕様書どおり適切にかつ効率的に行われているか。</p> <p>イ 協定等に基づく業務の履行は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 報告書等の提出は、協定書及び仕様書どおり適正になされているか。</p> <p>エ 連絡調整会議及び重要事項の事前協議は、協定書及び仕様書どおり適正に行われているか。</p>
(3) 施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳が適正に行われないリスク	<p>ア 出納関係帳簿の整備、記帳は適切になされているか。また、上席者は記帳結果を確認しているか。</p> <p>イ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。</p> <p>ウ 現金や印章等の管理は適切に行われているか。また、複数人で確認する体制となっているか。</p>

### (2) 財政援助団体に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金に関する事務処理及び会計処理が適切に行われないリスク	<p>ア 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合しているか。</p> <p>イ 補助金を補助対象事業以外に流用していないか。</p>
(2) 補助金に係る出納関係帳簿等の整備、記帳が適正に行われないリスク	<p>ア 出納関係帳簿の整備、記帳は適切になされているか。上席者は記帳結果を確認しているか。</p> <p>イ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。</p>

(3) 所管課に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
<p>(1) 条例・規則に基づく義務の履行が適切に行われないリスク</p>	<p>ア 指定管理者の指定の手続きは、条例・規則に基づき適正に行われているか。</p> <p>イ 指定管理者に対し、管理業務及びその経理の状況に関し報告を求め、調査し、指示をしているか。</p> <p>ウ 指定管理者が必要と認め、利用時間を変更する場合、承認に関する必要な手続等が行われているか。</p>
<p>(2) 協定書及び仕様書に基づく義務の履行が適切に行われないリスク</p>	<p>ア 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</p> <p>イ 協定書等には、必要事項が適正に記載され、履行を確認しているか。また、複数人で確認する体制となっているか。</p> <p>ウ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。</p> <p>エ 指定管理者と定期的な連絡調整会議を行い、課題の解決に向けて具体的な取り組みを行い、調整、指示しているか。</p>
<p>(3) 補助金の必要性に関する判断指針が明確になっていないリスク</p>	<p>ア 補助金交付要綱は適切に整備されているか。</p> <p>イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確になっているか。</p> <p>ウ 補助金の交付効果に関する検証を適切に行っているか。</p> <p>エ 随時社会情勢に合わせて見直しをしているか。</p>
<p>(4) 補助金に関する事務処理及び会計処理が適切に行われないリスク</p>	<p>ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適切に行われているか。また、複数人で確認する体制となっているか。</p> <p>イ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正及び効果等について、実績報告書等により確認しているか。</p> <p>ウ 補助金交付団体への指導監督を適切に行っているか。</p>

7 監査の結果

監査を実施した範囲において、指定管理及び補助事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。